

各 部 長
先端学術推進機構長 殿
総合情報図書館長
各 学 群 長

防衛大学校長
(公印省略)

交替制勤務職員の勤務時間について（通達）

標記について、下記のとおり定め、令和4年4月1日から施行する。

なお、防大管第416号（平成26年3月31日）は、令和4年3月31日をもって廃止する。

記

1 勤務時間

- (1) 総務課車両・警備班警備係（日勤者を除く警備員）
2直制とし、週38時間45分勤務とする。
- (2) 管理施設課給食第2係（調理員）
6直制とし、週38時間45分勤務とする。

2 勤務態様

- (1) 警備員
警備係の服務要領について（通達）（防大総第533号。29.3.30）による。
- (2) 調理員
直割は次のとおりとし、割当てについては管理施設課長が定める。

直名	勤務日	勤務時間
A	月曜日～金曜日	0 8 3 0～1 7 1 5
B	月曜日～金曜日（幹部食堂勤務）	1 0 0 0～1 8 4 5
C	月曜日～金曜日（早番）	0 5 0 0～1 3 4 5
D	土曜日	1 0 0 0～1 8 4 5
E	日曜日・祝日（早番）	0 6 0 0～1 4 4 5
F	日曜日・祝日（遅番）	1 0 0 0～1 8 4 5

3 休養日

(1) 警備員

4 週間に 4 回（8 日）与える。

(2) 調理員

土曜、日曜は休養日とする。但し、D～F 直の勤務にあたった者は、振替休養日を別途指定する。

4 休日及び年末年始特別休暇

(1) 警備員

平常勤務とする。

(2) 調理員

休日は休養日とする。但し、D～F 直の勤務にあたった者は、振替代休日を別途指定する。年末年始特別休暇について 6 日与える。

5 その他

この通達に定めるもののほか、必要な事項は、総務部長が定める。